

# 青森県報

第二千七百一十号

平成十八年  
十一月六日  
(月曜日)

## 目 次

### 規 則

青森県消防吏員及び消防団員賞じゆつ金授与条例施行規則の一部を改正する規則…………… (防災消防課) …… 一

### 告 示

生活保護法による施術者の指定…………… (健康福祉課) …… 二

生活保護法による指定施術者の施術所の所在地変更の届出…………… (同) …… 二

介護保険法による居宅サービス事業者の指定…………… (高齢福祉課) …… 二

介護保険法による居宅介護支援事業者の指定…………… (同) …… 二

介護保険法による介護予防サービス事業者の指定…………… (同) …… 二

公有水面埋立ての免許の出願の要領…………… (河川砂防課) …… 三

道路の指定…………… (建築住宅課) …… 四

青森県指定金融機関等の指定の一部改正…………… (経 理 課) …… 四

### 公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要…………… (経営支援課) …… 四

争議行為の通知の公表…………… (労政・能力課) …… 五

建設業者の許可の取消し…………… (三八地域) …… 五

右 同…………… (青森県土) …… 五

選挙管理委員会…………… (整備事務所) …… 五

政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨の一部

訂正…………… (事務局) …… 六

監査委員……………

監査結果に対する措置の公表…………… (事務局) …… 六

## 規 則

青森県消防吏員及び消防団員賞じゆつ金授与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第九十五号

青森県消防吏員及び消防団員賞じゆつ金授与条例施行規則の一部を改正する規則

青森県消防吏員及び消防団員賞じゆつ金授与条例施行規則(昭和四十六年三月青森県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

題名中「消防吏員」を「消防職員」に改める。

第一条中「消防吏員」を「消防職員」に、「別表に定める」を「第二十九条第二項に規定する」に、「等級」を「障害等級」に改める。

第二条の見出し中「推せん」を「推薦」に改め、同条中「行なつ」を「行つ」に、「消防吏員」を「消防職員」に、「推せん」を「推薦」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の青森県消防吏員及び消防団員賞じゆつ金授与条例施行規則の規定は、平成十八年四月一日から適用する。

## 告 示

青森県告示第七百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十八年十一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	指 定 年月日
笹川 睦	八戸市青葉三丁目 二の二六	笹川鍼灸接骨院	八戸市青葉三丁目 二の二六	平成 一六・一六

青森県告示第七百九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定施術者から施術所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十八年十一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	氏 名	住 所	施術所の 名 称	施術所の所在地	変 更 年月日
変更前	浅間 浩	弘前市清水二 丁目三の二	浅間接骨院	弘前市城東中央 二丁目二の一	平成 一六・〇・一六
変更後				弘前市外崎二丁 目一の一	

青森県告示第七百九十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十八年十一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 氏 名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ビスの種 類	居宅サ ビス事業を行う 事業所 名 称	所 在 地	指 定 年月日
株式会社 コムスン	東京都港区六本 木六丁目一〇の 一	訪問看護	株式会社コム スン訪問看護 ステーション 八戸	八戸市長苗代二 丁目二〇の一オ のC フィス長苗代二 丁目二〇の一オ のC	平成 一六・〇・三

青森県告示第七百九十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成十八年十一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者 名 称	主たる事務所の 所在地	居宅介護支援事業を行う事業所 名 称	所 在 地	指 定 年月日
株式会社ハート ケアサービス	青森市東造道二 丁目四の一六コ ンフォート東造 道一〇二号	株式会社ハート ケアサービス	青森市東造道二 丁目四の一六コ ンフォート東造 道一〇二号	平成 一六・〇・三
株式会社ケアサ ポート蝦名	青森市旭町二丁 目一三の三〇	株式会社ケアサ ポート蝦名	青森市旭町二丁 目一三の三〇	"

青森県告示第七百九十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十九条の九第一号

の規定により公示する。

平成十八年十一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	氏名又は名称	名称又は名称 株式会社コムスン	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	指定期日
		東京都港区六本木一丁目一〇の八		介護予防訪問看護	株式会社コムスン訪問看護ステーション	平成一八・〇・三
					八戸市長苗代二丁目二〇の一オのC	

青森県告示第八百号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十八年十月十六日公有水面の埋立ての免許の出願があったので、同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、東通村役場に備えて縦覧に供する。

平成十八年十一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 出願人の住所及び名称

東京都千代田区内幸町一丁目一〇の三

東京電力株式会社

2 代表者の住所及び氏名

東京都新宿区左門町六

取締役社長 勝俣恒久

二 埋立区域

1 位置

下北郡東通村大字小田野沢字浜通七八の九の地先公有水面

2 区域

次の各地点から の地点までを順次に結んだ線、 の地点を中心とする半径二五・八四九メートルの円周で の地点と の地点とを結ぶ南東側の円弧、 の地点から の地点までを順次に結ぶ平成十七年の秋分の日の満潮位（T・P・プラス〇・七三八メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

の地点 前坂下三角点（北緯四一度一分二八秒一七三九、東経一四一度二分二九秒三七一四）から一七度三五分一九秒二、一六三・三五七メートルの地点

の地点 の地点から一〇一度三三分三秒二一・五五九メートルの地点

の地点 の地点から一九一度三三分三秒三〇五・九八三メートルの地点

の地点 の地点から一〇一度三三分三秒二二・〇〇〇メートルの地点

の地点 の地点から一九一度三三分三秒一〇・一四〇メートルの地点

の地点 の地点から二八一度三三分三秒二二・〇〇〇メートルの地点

の地点 の地点から一九一度三三分三秒一七・七九六メートルの地点

の地点 の地点から二八一度三三分三秒六・六一三メートルの地点

の地点 の地点から一九一度三三分三秒〇・六六二メートルの地点

の地点 の地点から二二一度四分三三秒一七・四二〇メートルの地点

の地点 の地点から三三度四分二分二九秒一・五四八メートルの地点

の地点 の地点から三度四分四七秒七五・八三八メートルの地点

の地点 の地点から五度五一分五九秒一〇〇・七三六メートルの地点

の地点 の地点から一度二分三三秒一〇〇・〇〇二メートルの地点

の地点 の地点から二度四分一五秒九九・九五メートルの地点

の地点 の地点から三三度五五分三秒二五・八四九メートルの地点

3 面積

一一、九六九・六二平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

下北郡東通村大字小田野沢字浜通七八の九の地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とDの地点を結ぶ線により囲まれた区域

Aの地点 前坂下三角点(北緯四度一分二八秒一七三九、東経一四一度三分二九秒三七二四)から一五度四三分四一秒二、五八四・五〇〇メートルの地点

Bの地点 Aの地点から一九一度三分三秒一、〇五〇・〇〇〇メートルの地点  
 Cの地点 Bの地点から一〇一度三分三秒一、〇四五・〇〇〇メートルの地点  
 Dの地点 Cの地点から一度三分三秒一、〇五〇・〇〇〇メートルの地点

3 面積 一、〇九七、二五〇・〇一平方メートル

四 埋立地の用途  
 発電所用地

青森県告示第八百一十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二條第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年十一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

区 間	延 長	幅 員	指 定 年月日
三沢市中央町二丁目六四の四二から 三沢市中央町二丁目六四の一六七まで	三五・八六メ メートル	六・〇〇メ ートル	平成 一六・一〇・二六
三沢市中央町二丁目六四の四二から 三沢市中央町二丁目六四の一六七まで	二七・四五メ ートル	三・〇〇メ ートル	"

青森県告示第八百一十号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号(青森県指定金融機関等の指定)の一部を次のように改正する。

平成十八年十一月六日

第二号の表中

「 八戸信用金庫ユートリー支店 八戸市一番町二丁目 を削る。」

青森県知事 三 村 申 吾

**公 告**

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年十一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 コジマネW弘前店

弘前市大字城東北四丁目六の三

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 株式会社かさい商店  
 弘前市大字城東北四丁目六の三

代表取締役 葛西久承

三 意見の概要  
 県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所

2 期間

平成十八年十一月六日から同年十二月六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで  
ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

争議行為の通知の公表

青森市妙見三丁目の一〇に所在する青森県医療労働組合連合会の執行委員長山本公行から労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、次のとおり争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公表する。

平成十八年十一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 争議行為の目的

医療労働者の大幅増員、労働条件の改善、大幅一時金獲得等

二 争議行為をなす日時

平成十八年十一月十日午前零時以降翌結に至るまでの期間

三 争議行為をなす場所

青森保健生活協同組合の全職場又は一部、津軽保健生活協同組合の全職場又は一部、八戸医療生活協同組合の全職場又は一部

四 争議行為の概要

右記の場所で全体的又は部分的に、あるいは断続的に、すべての業務の停止をはじめあらゆる形の争議行為を単独又は併用して行う。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年十一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 東日本緑化興業株式会社

二 代表者の氏名 福島 正敏

三 主たる営業所の所在地 八戸市青葉三丁目二の二四

四 許可番号 青森県知事許可（般 一三）第一〇八一〇号

五 取消年月日 平成十八年十月十二日

六 取消しに係る建設業の許可

石、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

平成十八年十月十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年十一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 東北ホームイング株式会社

二 代表者の氏名 三戸 充生

三 主たる営業所の所在地 青森市新町二丁目五の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第九七〇四号

五 取消年月日 平成十八年十月四日

六 取消しに係る建設業の許可

建築 大工、とび・土工、屋根、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、塗装工

事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

平成十八年九月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

選挙管理委員会

